

グローバルゼーションと日本語教育政策 —アイデンティティとユニバーサリティの相克から公共性への収斂— 〈要 旨〉

標題に関する本論文は、以下のとおり序章から第5章まで、全6章で構成される。この論考の最大の目的は、「グローバルゼーション」の潮流の中で、日本語教育が自らの舵取りでなだらかな航路に就き、以って世界の人々との相互理解に裨益するための新たな視点と方策を提起することである。地球規模の国際化、いわゆるグローバルゼーションは、地球上のすべての人々の日常生活に、何らかの影響を及ぼしつつある。国境を越えてさまざまな文化背景をもつ人々の移動や情報交流を円滑にするうえでとりわけ重要になるのが、円滑な言語コミュニケーションの促進である。なぜならば、言語の違いこそが、個人の属性を弁別し、同じ属性の共有を「想像する」人々の集合体である国家相互を分かち、いわゆる「アイデンティティ」の決定因子の1つだからにほかならない。「われわれ」日本人の日本語をめぐるアイデンティティは、時に攻撃的・排他的であり、一転して自虐的・内向的になることもある。それは、「日本語特殊論」という形で表れる。英語が国際語として世界的に広まっていることと、日本語が広まらない（だろう）という相対論の間には、いつもこの日本語特殊論が立ちはだかっていた。にもかかわらず、世界各地でその「特殊」な日本語を学び、使う人々が確実に増えていることが目撃されている。これまで世界中のそれぞれの「われわれ」を縛りつけてきた国境が概念化する今日、日本語をめぐっても、われわれが心の国境を閉ざしたままではいられなくなる日が、遠からず訪れるだろう。その前に、自らの「ことばの国境」を開け放つような「ユニバーサリティ」を具備しておけば、それが国際的な「公共性」として世界で共約されるものとなるはずである。以上の論点を、各章では次のように詳述する。

〔序章〕

言語の多様性を尊重し、相対的な価値を認知し、国際協調を強化・拡充することの具体化として、世界的にさまざまな言語政策・計画の検討や導入が見られる。ただし、多言語状況を、むしろ相互理解の障壁と見なす視点（「バベリズム」）もある。それを克服するためには、個人や国家の「アイデンティティ」の決定因子の1つである言語の接触・交流から新たな価値が創出されるという視点（「言語の社会資産論」）に重きを置くことこそ優先されてよい。現在の多くの政策や計画の基底となっているのは、明らかに後者の視点である。各言語の対外政策や計画を相互参照できる制度と装置を、普遍性、すなわち「ユニバーサリティ」の高いものとすれば、懸念される障壁を、むしろ社会的・文化的資産へ転換することは可能であろう。さらに、その資産を単に国益に止めず国際公益にもつなげるためには、各々の政策や計画は、自らが帯びる「公共性」を国際間でも共有しうよう考慮すべきである。本論文におけるアイデンティティとユニバーサリティの定義は、必ずしも

一義には止まらない。副題の「相克」が指すように、両者の関係は、相対化する事象や状況に応じて対立的な語義をもって定義せざるをえない場合もあれば、相互的・互換的な語義を当てて定義すべき場合もあるからである。本論文は、その相克を踏まえて、あえて一義的な公共性への収斂を考察することによって、来るべき日本語教育政策への提言を企図するものである。

【第1章】

第1章では「日本語教育の現状と展望」と題して、まず日本語教育を歴史的に通観しつつ、国際交流基金による直近の調査結果（2006年実施。公刊2008年）等を踏まえ、現状の一端を明らかにする。その過程で、抽出されるものの1つに「国語」があり、その展開形としての「国語教育」と「日本語教育」という、現在に至る二元論が浮かび上がる。その二元論は、まさに日本語をめぐる「相克」の典型でもあり、それがこれからの国際展開の中でも、また「内なる国際化」が進む日本国内でも、解決されなければならない喫緊の課題であることが分かる。もう1つ浮かび上がるのは、内なる国際化の伸張に伴って顕在化する外国人との「共生」であり、しかし、多言語化に対応する社会政策がにわかには期待できない日本の現状を、どのように改善していかねばならないのか、という課題である。おそらく日本自身は予期もしていなかったことであろうが、ヨーロッパ統合のモメンタムとなった「人権」と「安全保障」という観点を、早くも援用しなければならない動向が国内でも観測されている。ここからは、「人間の安全保障」（ヒューマン・セキュリティ）という、いまや国際的に共約されつつある理念と日本語教育との結びつきを考察することになる。その延長線上で、日本語自体の在り方を問うことは必然的である。

【第2章】

「人間の安全保障」という観点を現実的なものとして捉えているのが、ヨーロッパである。四囲を海と接する日本とは異なり、有史以来陸続きに〈多民族・多文化・多言語〉の環境にあるヨーロッパはいま、かつてさまざまな障壁の種であったそれらの多様性を、むしろ起動力として統合を完成しつつある。その社会政策の1つとして「ヨーロッパ言語共通参照枠組み」（CEFR）があり、すでに世界の言語政策にも影響を及ぼしている。第2章では、「CEFRの衝撃」と題して、その特徴を全体像から抽出する。「衝撃」とは、多言語・多文化主義を実効性のあるものとする「複言語・複文化主義」の唱導であり、それを具体化するメカニズムとシステムを創出したことである。いまや、日本語および日本語教育の未来像を模索する上で、その名のおり「参照」せずにおけない存在となっている。

【第3章】

CEFRは、国という枠組みの中で特定の言語をめぐる講じられる言語政策の通念を超えて、国際間の、しかも複数言語間の共通言語政策という新しい概念を創出し、かつ現実

のものとした。いわば、＜国際間の公共政策＞である。「公共性」という概念自体は、やはりヨーロッパの近代史の中で、とりわけ「国民国家」形成の過程との密接な相関から生まれた。しかし、元来公共性は限られた「親密圏」や「私的領域」で共約されたものであり、その後「公的領域」へ展開されて一旦は広がりを見せたものの、再び限定性を帯びるかのようになり、権威や権力との結びつきを感じさせるものへと変容してしまった。だとすれば、国際間の公共政策というのは矛盾なのかもしれない。しかし、CEFR は、グローバル化する国際社会において、紛れもなく公共性を帯び、「公益」を産み出している。そこで、第3章では「グローバル化時代における言語教育の公共性」と題して、その公共性の定義と意義の変遷を照射しつつ、日本語を含む言語政策の今日的意義や様態を考察する。

〔第4章〕

そもそも公共政策としての言語政策が、日本語（国語）教育はおろか外国語教育にも講じられていない日本の現状が何に由来するのかと問えば、やはり「言語観」に突き当たる。とりわけ、日本語のアイデンティティとユニバーサリティとの間にある相克（ジレンマ）にほかならない。第4章では、「日本語教育—アイデンティティとユニバーサリティの相克—」と題して、先行の各章での考察を踏まえて、国際的視座における日本語の在り方について省察を試みる。そこでは、再び「国語」に言及することになり、また、その対語としての「国際語」という観点からも日本語の在り方をも考察する。それに関しては、1つの国際標準のモデルとしての「JF 日本語教育スタンダード」の構築や、日本語使用の「第3の場」という新局面にも触れることになる。

〔第5章〕

そして、第5章では、「結論として—日本語教育、公共性への収斂—」と題して、以上の各論考を総括し、筆者による一政策的私論の骨子を提示する。むろん、政策がなければ現状を改善できないというものではなく、教育現場においては、教師および学習者がそれぞれの日本語に関するアイデンティティとユニバーサリティを再認識することで、少なくとも日常的な改善は図られるであろう。その積上げが、全体の状況を少しは改善するかもしれない。しかし、グローバリゼーションの不可逆な潮流は、好むと好まざるとに関わらず、日本語教育においても国際的相互性を帯びた政策化を必須とするダイナミズムをますます強めている。政策が現実的であるべきことはいままでもないが、一方で国際協調という世界の長きに亘る理想像を弁証的に考えることも、1つの活路となろう。「われわれ」が自ら日本語教育をそのような視点で再構築しようとするのは、その第1歩である。

以上の論考を通じて、筆者は、グローバル化する国際社会の「調和」の1つの理想形としての言語教育の在り方、とりわけ日本語教育のそれを論じる。それは、あたかも「バベルリズム」という混沌の中で、言語的統合性の高い「理想郷」を求めるような無謀な試みに

映るかもしれない。筆者は、自らの非才を顧みるがゆえに、トーマス・モアの『Utopia』がもつ偉力にいささかでも与るべく、同書の副題に、現実の日本語教育政策が向かうべき方向性を重ね合わせた。すなわち、“de optimo reipublicae statu deque nova insula utopia”（公共の福利が最も重んじられる理想郷）の日本語教育における具現化である。そのために、その公共性の由来と実際的な取組みを「ヨーロッパ」と CEFR にたずね、それに日本語（教育）のアイデンティティを照らして、これからのユニバーサリティを考えてみたのである。

〔完〕